

議案第 32 号

三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 21 年 3 月 9 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町立中学校及び小学校設置条例の一部を改正する条例

三朝町立中学校及び小学校設置条例(昭和 39 年三朝町条例第 4 号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
(三朝町立小学校分校の設置) 第 4 条 三朝町立小学校に次の分校を設置する。 <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>三朝町立南小学校 福山分校</td><td>三朝町大字福山</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	三朝町立南小学校 福山分校	三朝町大字福山	(三朝町立小学校分校の設置) 第 4 条 三朝町立小学校に次の分校を設置する。 <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td>三朝町立南小学校 大谷分校</td><td>三朝町大字大谷</td></tr><tr><td>〃 〃 福山分校</td><td>〃 福山</td></tr><tr><td>〃 〃 田代分校</td><td>〃 田代</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	三朝町立南小学校 大谷分校	三朝町大字大谷	〃 〃 福山分校	〃 福山	〃 〃 田代分校	〃 田代
名 称	位 置												
三朝町立南小学校 福山分校	三朝町大字福山												
名 称	位 置												
三朝町立南小学校 大谷分校	三朝町大字大谷												
〃 〃 福山分校	〃 福山												
〃 〃 田代分校	〃 田代												

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。